

用 語 集

用語集における法および令とは次の法令を指します。

法…国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

令…国民保護法施行令（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令）

あ

安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素をいいます。放射能による甲状腺障害に対し、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておくことで予防的効果が期待できるといわれています。

L GWAN

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

NBC（攻撃）

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

NPO（民間非営利組織）

Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいいます。

法 139 条

オフサイトセンター

原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県及び市町村の現地災害対策本部など関係機関が、原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、

連携の取れた応急対策を講じていくための拠点となる「緊急事態応急対策拠点施設」で、原子力事業所ごとに予め指定されています。

か

海上保安部長等

海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいいます。

法 61 条、国土交通省令

危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいいます。 法 103 条

救援物資

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）をいいます。

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

緊急処理事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

法 183 条

緊急対処保護措置

緊急処理事態において、国民の生

命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置をいいます。 法 172 条

緊急通報

武力攻撃災害緊急通報。武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体または財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公使の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令します。 法 99 条

緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいいます。 法 79 条

基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

緊急消防援助隊

大規模な地震や特殊災害、武力テロなどの広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に編成されました。隊員は全国の消防本部のなかから登録されています。平成 16 年 4 月には、法律に基づく緊急消防援助隊として発足式を済ませ、予想される大規模災害に万全の体制で臨んでいます。

警察官等

警察官、海上保安官または自衛官

をいいます。 法第 63 条

警察署長等
警察署長、海上保安部長等または
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊
等の長をいいます。 法 64 条

原子力事業者
原災法第 2 条により定義されてい
る者で、具体的には、放射性物質
の取り扱い、核燃料などの加工、
原子力発電所の運転、放射性物質
の貯蔵、再処理、廃棄などの事業
を実施している者です。電力会社
や燃料加工業者などが該当しま
す。

国際人道法
国際人道法とは、武力紛争という
極限的な状態においても最低限守
るべき人道上のルールを定めたも
のです。国際人道法は、「戦闘で
傷ついた兵士や敵に捕えられた捕
虜、また、戦闘に参加しない文民
を保護する」、「戦闘においては
敵に不必要な苦痛を与えない」、
「文民と戦闘員、あるいは民間の
施設と軍事施設とを区別し、攻撃
を軍事目標に限定する」といった
基本的な考え方の上に成り立って
います。国際人道法で中心的なも
のは 1949 年のジュネーブ 4 条約と
2 つの追加議定書です。

国民保護法
法律の正式名称は、「武力攻撃事
態等における国民の保護のための
措置に関する法律」です。平成 16
年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17
日に施行されました。武力攻撃事
態等において武力攻撃から国民の
生命・身体・財産を保護するため、
国や地方公共団体等の責務、住民
の避難に関する措置、避難住民等
の救援に関する措置、武力攻撃災
害への対処に関する措置及びその
他の国民保護措置等に関し必要な
事項を定めています。武力攻撃事
態等に備えてあらかじめ政府が定
める国民の保護に関する基本指
針、地方公共団体が作成する国民
保護計画及び同計画を審議する国民
保護協議会並びに指定公共機関
及び指定地方公共機関が作成する
国民保護業務計画などについても

この法律において規定していま
す。

国民保護協議会
都道府県又は市町村における国民
の保護のための措置に関する重要
事項を審議するとともに、国民保
護計画を作成するための諮問機関
となる協議会です。

国民保護計画
政府が定める国民の保護に関する
基本指針に基づいて、地方公共団
体及び指定行政機関が作成する計
画です。国民の保護のための措置
を行う実施体制、住民の避難や救
援などに関する事項、平素におい
て備えておくべき物資や訓練等に
関する事項などを定めます。地方
公共団体の計画の作成や変更にあ
たっては、関係機関の代表者等で
構成される国民保護協議会に諮問
するとともに、都道府県と指定行
政機関は内閣総理大臣に、市町村
は都道府県知事にそれぞれ協議す
ることになっています。

国民保護業務計画
指定公共機関が国民の保護に関す
る基本指針に、指定地方公共機関
が都道府県の国民保護計画にそれ
ぞれ基づいて作成する計画です。
自らが実施する国民の保護のため
の措置の内容と実施方法、国民の
保護のための措置を実施するた
めの体制に関する事項、関係機関と
の連携に関する事項などについて
定めます。業務計画を作成したと
きは、指定公共機関は内閣総理大
臣に、指定地方公共機関は都道府
県知事にそれぞれ報告することにな
っています。

国民の保護のための措置
武力攻撃から国民の生命、身体及
び財産を保護するため、又は武力
攻撃が国民生活及び国民経済に影
響を及ぼす場合においてその影響
が最小となるようにするための措
置のことをいいます。例えば、住
民の避難、避難住民等の救援、武
力攻撃災害への対処に関する措置
等のことです。 法第 2 条

災害対策基本法
国土をはじめ国民の生命、身体及
び財産を災害から保護するため、
防災に関し、国、地方公共団体及
びその他の公共機関を通じて必要
な体制を確立するとともに防災計
画など災害対策の基本を定めた法
律です。

事態対処法
武力攻撃事態等及び存立危機事態
における我が国の平和と独立並び
に国及び国民の安全の確保に関す
る法律(平成 15 年法律第 79 号)
法第 1 条
武力攻撃事態等への対処につい
て、基本理念、国、地方公共団体
等の責務、国民の協力その他の基
本的事項を定めることにより、武
力攻撃事態等への対処のための態
勢を整備するとともに、武力攻撃
事態等への対処に関して必要とな
る個別の法制の整備に関する事項
を定めるものです。

指定行政機関
内閣府、国家公安委員会、警察庁、
金融庁、消費者庁、デジタル庁、
総務省、消防庁、法務省、出入国
在留管理庁、公安調査庁、外務省、
財務省、国税庁、文部科学省、ス
ポーツ庁、文化庁、厚生労働省、
農林水産省、林野庁、水産庁、経
済産業省、資源エネルギー庁、中
小企業庁、国土交通省、国土地理
院、観光庁、気象庁、海上保安庁、
環境省、原子力規制委員会、防衛
省及び防衛装備庁が指定されてい
ます。 事態対処法第 1 条

指定公共機関
公共的機関及び公益的事業を営む
法人のうち、当該機関等の業務の
公益性や対処措置との関連性など
を総合的に判断して、独立行政法
人、日本銀行、日本赤十字社、日
本放送協会その他の公共的機関及
び電気、ガス、運送、通信その他
の公益的事業を営む法人が、政令
及び内閣総理大臣公示で指定され
ています。

指定地方行政機関

武力攻撃事態等への対処のための主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる地方支分部局等をいいます。 事態対処法施行令第2条

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。 法2条

自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

住民

居住者、滞在者、通過者など、その地域にいるすべての者を含みます。

実費弁償

県が実施する救援の一環として、県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、県の職務を執行するに要する費用を償うことまたは償うために支払われる金銭をいいます。 法159条

収容施設

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設をいいます。 法75条

出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等

自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜら

れた自衛隊の部隊等をいいます。

法63条

消防吏員等

消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいいます。 法98条

生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

損害補償

国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、その損害を補償することをいいます。 法160条

損失補償

武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われたことで生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補償することをいいます。 法第159条

た

ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾です。

対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。 事態対処法第9条

対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。 事態

対処法第2条

退避

目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域または場所（屋内を含む）に逃れることをいいます。 法112条

多数の者が利用する施設

学校、病院、駅のほか、大規模集客施設などが該当します。 法48条

特定物資

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいいます。

法81条

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ、適切な搬送・治療を行うことをいいます。医療救護所などでは、医師などによるトリアージの結果に基づき、軽症(緑)・中等症(黄)・重症(赤)・死亡(黒)に色分けされた「トリアージタグ」を付け、必要な搬送や応急措置を行います。

同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。屋外拡声器は、集落の中心や避難場所等に設置され、屋外にいる屋外にいる住民等に向けて拡声スピーカーから防災情報等が流される。また、携帯ラジオ型の戸別受信機は、各家庭や集会所等に設置されるもので、屋外拡声器を補完する役割を担っています。

は

非常通信協議会

電波法に基づき総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行います。

避難先地域

住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 法 52 条

防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局です。県の防災行政無線は、固定系と衛星系の併用により県出先機関や市町村との無線網を構成しています。平常時は一般行政事務用として使用され、災害時には県庁から通信統制を行うことにより、県内の市町村等に一齐に緊急通報を伝達したり、災害現場の状況をいち早く把握する等、災害対策に大きく貢献しています。市町村の防災行政無線は、「同報通信用（同報系防災行政無線）」と「移動通信用（移動系防災行政無線）」の 2 種類に大別されます。

避難施設

避難する住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設のことで、武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、法に基づき知事があらかじめ指定をします。 法 148 条

避難所

避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設

避難住民等

避難の指示を受けて避難した者（自主的に避難した者を含む）および武力攻撃災害による被災者をいいます。 法第 75 条

避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等に従って、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領をいいます。

法 61 条

被災者

武力攻撃災害による被災者をいいます。 法 74 条

武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。 事態対処法第 2 条

武力攻撃災害の復旧

武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するための事業をいいます。 法 141 条

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。 事態対処法第 2 条

武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。 事態対処法第 1 条

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいいます。 法 105 条

武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいいます。 法 97 条

武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいいます。

法 2 条

ま

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のことをいいます。

や

要避難地域

住民の避難が必要な地域をいいます。 法 52 条